
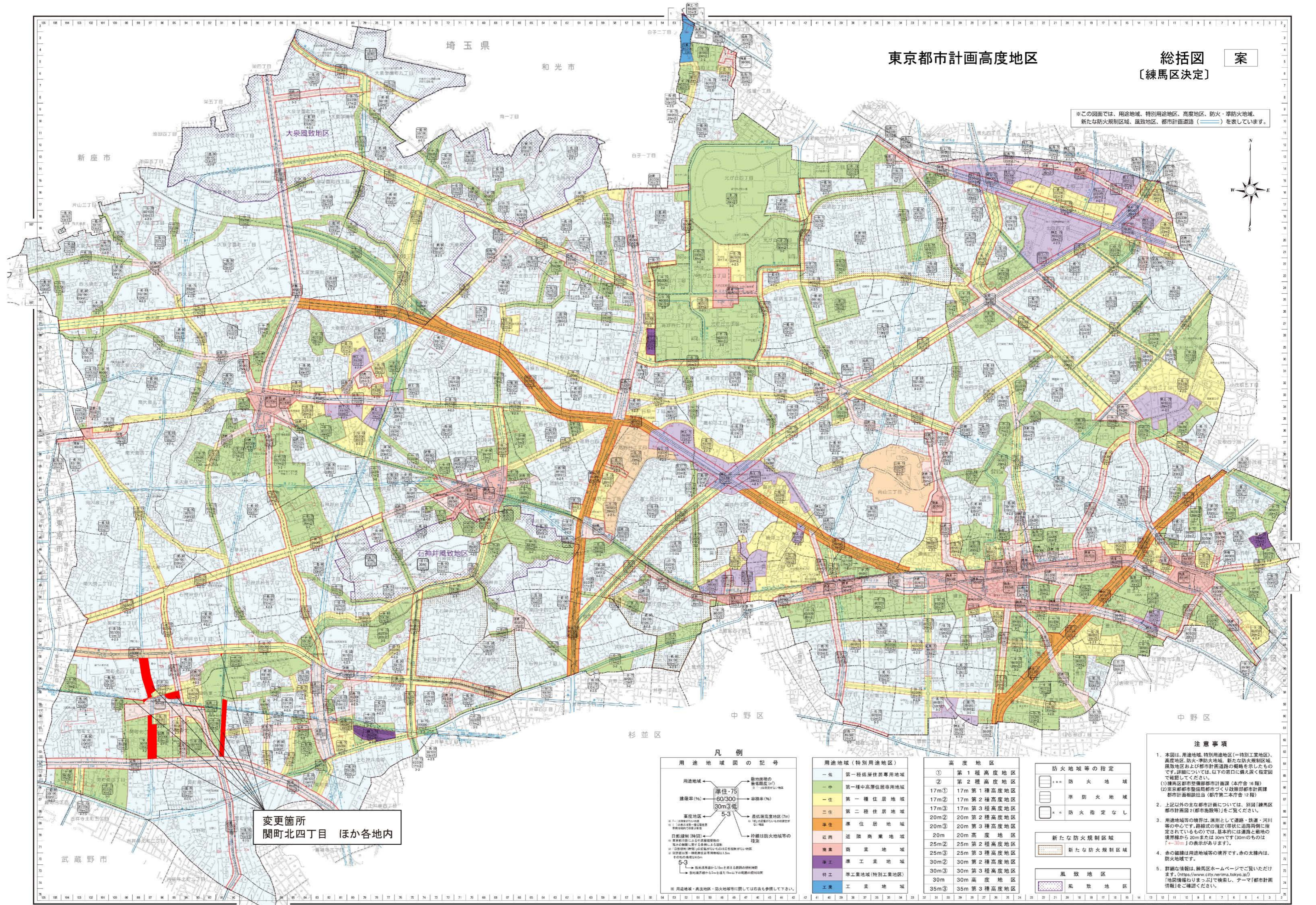


東京都市計画高度地区

総括図 案

〔練馬区決定〕

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路（）を表しています。



変更箇所
関町北四丁目 ほか各地内

凡例



用途地域 (特別用途地区)
一低 第一低層住居専用地域
一中 第一種中高層住居専用地域
一住 第一種住居地域
二住 第二種住居地域
準住 準住居地域
近商 近隣商業地域
商業 商業地域
準工 準工業地域(特別工業地区)
工業 工業地域

高度地区
① 第1種高度地区
② 第2種高度地区
17m① 17m第1種高度地区
17m② 17m第2種高度地区
20m② 20m第2種高度地区
20m③ 20m第3種高度地区
20m 20m高度地区
25m② 25m第2種高度地区
25m③ 25m第3種高度地区
30m② 30m第2種高度地区
30m③ 30m第3種高度地区
30m 30m高度地区
35m③ 35m第3種高度地区

防火地域等の指定
防火地域
準防火地域
防火指定なし

新たな防火規制区域
新たな防火規制区域

- #### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区（＝特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ御来館ください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課（本庁舎16階）
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画相談担当（都庁第二本庁舎12階）
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2（都市施設等）」をご覧ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定（部状に道路再興に指定されているもの）では、基本的には道路と被地の境界線から20mまたは30mです（30mのものは「=30m」の表示があります）。
 - 赤の粗線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
 - 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。
（<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>）
「地図情報おまかせ」で検索し、「テーマ「都市計画情報」」をご確認ください。

